

広陵町訓令乙第2号

各部課（かい）長

令和2年度の予算編成について、次のとおり令達する。

令和元年10月16日

広陵町長 山村吉由

現時点では、国の「令和2年度予算編成方針」及び「令和2年度地方財政計画」は未定ではあるが、現下の社会経済情勢を鑑みたとき、概ね次のような状況と判断される。

（国の動向及び地方財政）

令和元年9月の内閣府の月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」と報告され、先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

このような中、国においては東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとと

もに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指す。さらに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現するとしている。

また、国においては、「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を閣議了解し、この中で「『経済財政運営と改革の基本方針2018』で示された『新経済・財政再生計画』の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としており、「義務的経費については、前年度当初予算のうち通常分における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上、要求する。」としている。

(本町の財政状況と見通し)

一方、平成30年度決算における本町の財政状況は、歳入については町税収入の伸びは前年度から微増、地方消費税交付金は精算基準の見直しにより増加となった。歳出については、社会保障費の増大により扶助費及び繰出金の増加となった。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.8%と前年度より0.8ポイント悪化となった。地方債については、過去に繰上償還あるいは低利な地方債に借換等を行い、必要最小限の借入をしてきたことで将来負担の軽減に努めてきたところであ

り、平成30年度末における地方債残高は普通会計で約113億円で、昨年度から減少したものの、ごみ焼却施設及び中継施設や西こども園建設等大型事業が控え、将来にわたり多額の債務を抱える見込みである。また、少子高齢化対策に伴う社会保障関連経費が伸びているなかで、平成28年度決算から2年連続で実質単年度収支が赤字となり、平成30年度は黒字となったものの、油断ならない状態となっている。

このような中、令和2年度の財政見通しについては、歳入では町税の大幅な伸びは見込めず、また、地方消費税交付金は消費税及び地方消費税の増税により増収は見込めるものの、その他の各種交付金及び地方交付税についても現状は不透明である。一方、歳出では公債費はもとより、社会保障関連経費や公共施設の維持・更新経費のさらなる増大が見込まれる状況であり、効果を意識した事業の選択や内容の見直しなど限られた財源を効率的かつ効果的に配分することが求められる。

（予算編成）

このような状況において、令和2年度の予算編成においても、財源不足が生じることが見込まれるため、事業効果を得るための内容変更はもちろんのこと、廃止・縮減を含めた事業の見直しとともに、より一層、質の高い行政サービスの提供とコスト意識の向上に努め、効率的な事業計画を図られたい。

また、令和2年度は「第4次広陵町総合計画」の後期計画の基本計画に定めた政策目標の達成に向け、また、今年度「SDGs未来都市」に選定されたことから、SDGsの考え方を反映した主要施策の推進を図るとともに、「広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、地域の課題解決に向けた重点施策に取り組んでいく必要がある。

こうした観点に立って、限られた財源を効率的かつ効果的に活用しな

がら、多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応しつつ、職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識するため、各部局で配分した予算の範囲内で予算編成に当たられたい。

1 一般的事項

国の予算、地方財政計画等が決定していないため、原則として、現行の財政制度に基づき年間予算を編成すること。

なお、年度途中の補正は、制度の改正に伴うもの、災害関係経費等緊急なもの及び当初予算編成の段階で特に協議したもの等、真にやむを得ないものについてのみ行い、一般的な補正は行わないものとする。

(1) 経常経費の要求額については、積算を正確に行うとともに経費の内容を十分検討し、積極的に節減に努め、予算要求されたい。なお、要求額については、令和元年度当初予算額を上限とすること。

(2) 投資的事業は、「第4次広陵町総合計画」の後期基本計画の政策目標実現に資する事業及び「令和2年度主要事業」を主体とし、公共投資は緊急必要性のあるもののみとする。

また、投資的事業の財源は、地方債に頼らざるを得ないことから、事業規模、事業効果等を十分検討し、後年度の財政負担の増大を極力回避すべく配慮すること。したがって、補助事業にあっては、関係機関との連絡を密にしながら積極的に最新の情報を収集し、確実な財源を把握するとともに、無用な一般財源の負担とならないよう事業内容等を検討すること。

また、事業の執行に当たっては、進捗管理を徹底し、年度末（3月31日）には、確実に完了できるよう特に留意すること。

(3) 議会及び監査委員の意見や指摘事項等については、その趣旨を踏まえ、速やかに改善を図ること。

2 歳入に関する事項

歳入予算の見積もりに当たっては、自主財源の確保及び依存財源の的確な捕捉に努めること。

(1) 町税

税制改正及び経済の動向を十分考慮し、確実かつ最大限の収入見込額を計上すること。税負担の公平性確保のため、課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めること。

(2) 分担金及び負担金

事業の性格、実施規模及び受益の限度額を十分検討し、確実な収入額を計上すること。

(3) 使用料及び手数料

住民負担の公平性確保の視点と受益者負担の原則に立ち、適正料率を再検討するとともに対象件数等を的確に把握すること。また、近隣市町との較差等を説明する資料を必ず作成すること。

(4) 国庫支出金・県支出金

国及び県の予算編成や補助制度の動向を注視し、予算額を下回ることがないように確実な見込額を計上すること。過大な見積もりや安易な一般財源への振替を行うことの

ないよう留意すること。

(5) 町債

国の地方債計画等は未確定であるが、事業の適債性及び後年度の財政負担を考慮し、現行制度の交付税算入率及び充当率をよく検討のうえ、的確な見込額を計上すること。

(6) その他

各種団体等の助成金・交付金をよく注視し、また、新たな収入源の発掘に積極的に取り組み、財源の確保を図ること。

3 歳出に関する事項

歳出予算の見積もりに当たっては、限られた財源を有効に活用するため、事業効果や住民ニーズを踏まえながら選択を行うとともに、事務事業について徹底した見直しを行い、更なる節減、合理化及び効率化に努め、総事業費が配分額を超えないよう事業精査すること。

(1) 給与費（報酬を除く。）

職員の適正な配置と事務の見直しにより総人件費の抑制を図るとともに、再任用職員、支援スタッフ等の適正な活用に取り組むこと。

支援スタッフについては、新規・継続雇用にかかわらず必ず秘書人事課と協議のうえ適正な予算要求を行うこと。なお、支援スタッフの配置にあっては必要最小限に留めること。

(2) 旅費

年間出張回数等を十分精査のうえ、必要最少額を計上すること。

なお、従来に引き続き各種全国大会等への出席は、原則認めない。また、出張時は原則公用車を使用すること。〔執行時の留意点参照〕

(3) 消耗品費

物品購買基金を利用するなど節減に努め、必要最小限に留めること。

また、コピー用紙の使用量抑制に努めること。なお、インターネットを最大限に活用し、図書、追録、新聞、雑誌等は必要性を十分精査のうえ削減すること。

(4) 食糧費

食糧費取り扱い基準を踏まえ、必要最小限に留めること。〔執行時の留意点参照〕

(5) 光熱水費

過去2年以上の使用実績を考慮し、必要最小限に見積もること。電気代は、施設を所管する課にあっては、1年を通じて時期により契約電力量と最大電力消費量との著しい乖離がある場合は、その傾向を把握し、契約電力の変更を適宜行うこと。地球温暖化防止、電力会社からの節電要請などの観点から、積極的な節減に努め、今後も節電対策を継続すること。

(6) 修繕料

施設・機器等の修繕は緊急性等を考慮し、一定額の範囲内で計画するとともに必要最少額を計上し、不要不急なものの計上は厳に慎むこと。

なお、施設の修繕は、「公共施設等総合管理計画」を見据え、計画を立て予期しない緊急修繕がないよう日頃から点検を行い、予防に努めること。

(7) 委託料

安易に従前どおりの方式にとられることなく、委託業務の種類、内容、項目、数

量、程度を見直すとともに、同種の委託業務の場合の統合、新規委託の場合は、事業の合理化、効率化について精査すること。

(8) 備品購入費

一般事務用備品及び管理用備品は原則として、破損・故障による現品の交換など、緊急やむを得ないものに限る。また、購入とリースの場合の費用比較を十分検討すること。

投資的事業ともいえる施設備品及び設備備品は、主要事業に採択されない限り原則として認めない。

なお、「備品購入内訳書（別紙様式）」を添付すること。

予算要求していない備品について、絶対に購入しないこと。緊急やむを得ないものについては、必ず事前に財政担当課長に協議すること。

(9) 負担金、補助及び交付金

県内各団体で構成される協議会等の年会費、研修会等の参加負担金など、内容と必要性を十分精査すること。

町単独補助金で補助目的を達成したもの、社会情勢の変化に伴い実情に合致しなくなったものなど、効果の小さい補助金については、廃止又は縮小若しくは内容の見直しを検討すること。

また、補助要綱のないものは、認めない。

なお、「各種団体補助金交付調書（別紙様式）」を添付し、事業概要・決算状況等を説明し得るよう内容を十分精査すること。

(10) 投資的事業費

前述の「第4次広陵町総合計画」の後期基本計画の政策目標実現に資する事業及び「令和2年度主要事業」を優先とし、後年度の財政負担についても慎重に検討のうえ

計上すること。

また、事務費が認められない補助事業については、その費目での事務費は計上しないこと。

なお、「投資的事業説明書（別紙様式）」を添付すること。

(11) 前各号を通じ緊急性に欠ける経費及び予備的経費は、絶対に計上しないこと。

(12) 予算流用については、各科目を通じ原則として認めないので、計上漏れのないよう注意すること。万一、予算執行において大幅な予算流用の必要が生じた場合は、原則として補正予算対応となるので、必ず事前に財政担当課長協議を行うこと。

4 予算査定時には、要求額の根拠となる基礎数値（見積書、積上等）の確認を行うので、要求する際に各担当者において準備、把握して予算見積もりすること。

5 特別会計については、前記した事項に準じ収支の均衡を図り、繰入金の安易な増額に依存しない独立採算性を基本とすること。

6 予算要求書の入力期限

令和元年11月8日（金） 厳守

7 予算要求説明資料の提出について

(1) 提出期限 令和元年11月13日（水） 厳守

(2) 提出先 総務課財政係（担当者のメールアドレスあてに文書を添付して、提出のこと。）

(3) 提出書類 ・投資的事業説明書（A4）
・備品購入内訳書（A4）

- 各種団体補助金交付調書 (A 4)